

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年3月4日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和3年2月19日（金）		
				会議時間	9時55分～12時23分		
出席委員	委 員 長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副 委 員 長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外議員	寺尾 真吾					
	委員外議員	西尾 佑佐					
	委員外議員	垣内 孝文					
執行部出席者	まちづくり課長	桑原 晶彦		上下水道課長補佐	佐川 徳和		
	まちづくり課長補佐	山崎 賢一		上下水道課 水道係長	岡村 速人		
	まちづくり課 土木係長	濱田 亮丞		産業建設課長	渡辺 昌彦		
	農林水産課長	小谷 哲司		産業建設課 管理土木係長	山崎 剛		
	農林水産課長補佐	田中 雄一		文化複合施設整備 推進室副参事	山本 聡		
	観光商工課長	朝比奈雅人		市民・人権課長	川崎 一広		
	観光商工課長補佐	金子 雅紀		市民・人権課長補佐	土居 淳海		
上下水道課長	池田 哲也		市民・人権課 市民係長	笹内真紀子			
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	上岡真良那					
記 録							
<p>令和2年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

■最初に所管事項の調査を行った。

●まず、「四万十市役所を拠点とした自動運転実証実験について」執行部より説明を受け調査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】

本来であれば実験結果を整理した後、問題点・課題の整理と、今後の取組についてもご報告すべきだが、コロナの関係で実証協議会が未開催で意見集約できていない。そのため、今回は実験概要と検証結果についてご報告する。

まず、実験概要についてだが、実施時期は令和2年7月25日から8月3日。その後、車両を借りることができたため、車両PRや市民理解を深めるために、8月5日から14日まで手動運転によるデモ走行を実施した。実験ルートは丸の内方面・中村駅方面の2ルートで、天神橋アーケード内と八反原地区の鉄道沿いには自動運転専用区間を設け、市民から評価をいただいた。各ルートともにバス停7ヶ所・1日6便運行で、中村駅ルートは土佐くろしお鉄道中村駅の発着時刻に合わせたダイヤとした。検温や消毒等、コロナ対策にも気をつけて実施し、期間中の乗車人数は延べ323名、乗車率は75%（丸の内ルート81%、中村駅ルート69%）となった。

なお安全対策としては、事前に看板設置・路面標示による注意喚起や、チラシ・広報等による走行ルートの周知を実施。車両規制としては、一般車両混在区間の内、見通しの悪い場所・主要な交差点・離合困難区間への誘導員配置と、専用区間への誘導員・バリケードの設置を実施。その他のリスク回避としては、自動車保険への加入、助手席での保安員による常時フォロー、ドライバーの事前講習を実施した。

次に検証結果についてご説明する。検証項目は『道路交通・走行環境』『コスト』『社会受容性』『地域効果』の4項目で、実験中の取得データで把握できない効果等を検証するために、アンケート及びヒアリングも実施した。アンケートは事前・事後に分けて行い、住民の意識がどう変化したかについても確認。併せて「どのような場所で」「どのような手動介入があったか」について車内カメラ映像や手動介入記録の分析も行った。

まず『道路交通・走行環境』の検証については、①安全対策として事前設置した看板について「分かりやすかった」という回答が9割以上あり、「普段より慎重な運転を心掛けた」「車両の存在を意識して通行した」など、約6割に走行行動の変容が見られた。このことから、道路利用者の多くが地域住民の場合は、チラシ・看板を中心とした周知が有効かつ行動変容に効果的であることがわかった。次に②手動介入について分析すると、介入回数は中村駅ルートが丸の内ルートの約6倍あり、丸の内ルートでは「単路部」での「路上駐車車両の検知・回避」、中村駅ルートでは「交差点」「単路部」での「前方赤信号」「路上駐車車両の検知・回避」「後続車への道譲り」が多かった。特に手動介入が多かった一条通では、往路で「路上駐車車両の検知・回避」、復路で「後続車への道譲り」の割合が高く、介入要因が異なる理由として、往路は商業施設を利用する一般車両の駐停車を避ける機会が多いこと、復路は商業施設が少ないため自動走行は可能な反面、一般車両との速度差による道譲りが発生したことが考えられる。これらのことから、交通量の多い区間における一般車両との混在走行については、一定のルールを設定しないと、今の自動運転技術では手動介入の発生が避けられないことが明らかになった。次に③ヒヤリハット評価では、一般参加者よりも沿線住民の方がヒヤリを感じる割合が高く、特に「急ブレーキ」「急発進・急加速」に対して感じていることがわかった。普段ルートを運転している経験も踏まえた評価と想定されるが、手動介入の削減や、できる限り平坦な道の走行等、ヒヤリが少ないルートの確保が必要である。最後に④沿線住民による専用空間の評価を見ると、約5割が「地

域の将来を考えた時には受け入れられる」、約6割が「専用空間の設置により自動運転車両が安全に走行できる」と回答している。しかしその一方で、専用空間の設置により歩行者や自転車の走行空間が狭くなることを懸念する声もあり、専用空間の構築を検討する際には、他の車両や歩行者・自転車への配慮が相当必要であると考えられる。

続いて『コスト面』の検証については、「インフラ整備」「車両費」「安全対策費」「運行支援費」が主な内容で、今回は2ルート分を整備し、アーケード・専用空間等に多くの誘導員・バリケードを設置したため、かなりコストがかかる結果となった。まず①インフラ整備を見ると、走行ルート全てに電磁誘導線の設置が必要なため、かなり経費が必要になると考えられる(条件によって異なるが、一般的に1kmあたり約300万円から400万円)。次に②車両費について見ると、今回は国によるリースで実施する等したため、はっきり示すことはできないが、技術的動向等を踏まえながら、引き続き確認が必要と思っている。次に③安全対策費では、今回はバリケードや誘導員を配置したが、実装にあたっては最低限(看板・路面標示等)にとどめていくべきと思われる。常時誘導員を配置しているようでは自動運転としての機能を果たしにくく、また自動運転を強調するあまり、誘導員等の配置が多くなるとコストが高額になりかねない。今後の運用に当たっては、ルートの見極めと安全性の実施レベルがポイントである。最後に④運行支援費を見ると、今回の車両の場合は手動介入が必要なため、ドライバーや助手席の保安員が必要である。以上を考えると、現時点ではまちバスよりかなり割高になることが予測される結果になった。

続いて『社会受容性』の検証については、まず①乗り心地について見ると、一般参加者よりも沿線住民の満足度が低く、ルート別では丸の内ルートの評価が高かった。また自由欄では、座席での安定性や空調設備に関する意見が多くあった。ルート別の違いについては介入回数・運行時期・走行環境等が起因しているとみられるが、今後は車両環境の改善に合わせ、乗り心地に負荷のかからないルート選定が必要と考えている。次に②その他の各種満足度について見ると、中村駅ルートの方が満足度が低く、特に運行ルートと頻度の項目が低かった。改善して欲しい点では、ルートに関する割合が高く、買い物施設や病院、周辺施設等へのアクセス性向上が必要と考えられる。次に③実験前後における自動運転技術に対する意識の変化を見ると、総じて前向きな感情を抱くようになり、信頼性が高まったことが伺えた。そのため、引き続き実験等により乗車機会を創出することで、啓発と信頼性向上に繋がるものと感じている。最後に④サービスの利用意向と支払額について見ると、まだ自分で運転できることを理由に「利用したいと思わない」という回答者が多かった。しかし、年齢が高くなるにつれて利用意向が高いため、将来的に免許返納が進めば、自動運転を利用する可能性が見込まれることがわかった。また、1回当たりの乗車額では「100円程度」の割合が一番多かった。ルートごとのニーズを踏まえた料金設定が必要だが、まちバスが現行200円で運転していることを考えると、まだまだ自動運転は使いにくいような感想を持っている。

最後に『地域効果』の検証については、①サービスが実現した際の外出機会と範囲を問うと、両ルートともに「増える」「広がる」という回答は4割未満だった。そのため、外出機会・範囲の拡大には、ニーズにあった施設への立ち寄りを考慮したルート設定が必要と考えている。次に②サービス導入時の協力意向を尋ねると、運転手としての協力が約2割・乗務員としての協力は約1割で、「自分の空き時間を利用した勤務」「社会貢献できること」を理由とした協力割合が高かった。空き時間を活用して働ける環境づくりや社会貢献できることをPRすることで協力を得られる可能性が期待できるため、このような点についても今後取り組む必要性を感じている。また③各関係機関へヒアリングしたところ、運転を担ったタクシー組合からは「アーケード内での手動介入が多かった点や、信号と連動していなかった点が課題」「運転支援できる範囲が広がり、ドライバーの負担が少なくなることが

必要」。郷土博物館と観光協会からは「今回のルートはバスが走行できず、博物館へのアクセスを諦める人もいるため手段として良い」。天神橋商店街振興組合からは「市としてどのような方向へ進んでいくのかを議論した方が良い」「歩行者・自転車・自動車等も含めた空間構成を全体的に考え、その中で自動運転を位置付けることが必要」等の意見が寄せられた。今後の期待も多く得られた一方で、市街地での運行については、ドライバーに対する負荷軽減や、地域の安全確保ができた状況で実施することが望ましいとのことであった。

【質疑：山崎委員】

今回の実験費用は全て国費か。

【答弁：桑原まちづくり課長】

ハード整備や委託に係る経費等は全て国にいただいている。

【質疑：山崎委員】

今後、継続予定はあるのか。

【答弁：桑原まちづくり課長】

今後、協議会を開催して方向性を検討していく事になっている。

— 小 休 —

— 正 会 —

●次に、「獣害防止柵設置事業の進捗状況について」執行部より説明を受け調査を行った。

【説明：小谷農林水産課長】

「高知県鳥獣被害防止総合対策交付金事業」と「高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金事業」は、財源は交付金・補助金と異なっているが、内容は同じで、県を通じて実施する全額国費の事業である。事業は平成26年度から開始されており、本市での事業実施主体は四万十市有害鳥獣被害対策協議会。会長は中村地区猟友会会長で、農林水産課は事務局を担当している。

これまでの本市での事業実施は全55地区。令和元年度までの実績を見ると、延長合計約374km、事業費合計約5億8,300万円となっている。なお、この内33地区については、ひとまず事業完了しているが、これまでと違う経路で動物が侵入している地区もあるため、更に追加整備が必要となるケースも考えられる。また、残り22地区は現在も事業継続中で、今後の延長については設置箇所等が明確になっていないため数字を明示することができない。ただし、新たに平野地区と平成27年度に一度整備済の安並地区から要望があったため、来年度から実施したいと考えている。

【質疑：小出委員】

個人で要望する事業についても実績に含まれているのか。

【答弁：小谷農林水産課長】

個人については今回の件数に含んでいない。今回ご報告したものは地区が労を担い、国費で賄われる事業についてである。それとは別に、個人を対象に2分の1を補助する県事業があるが、近年はほとんど活用されていない。

【質疑：山崎委員】

ほとんどの地区で実施しているようだが、未実施の地区へ動物が集中して被害を受けることはないのか。また、取り組まない地区には何か理由があるのか。是非実施すべきだと思うが、啓発活動してはどうか。また、勝間川地区にある電気柵も本事業を活用しているのか。

【答弁：小谷農林水産課長】

未整備の所へ向けて動物が動くと考えられるため、未実施地区への影響は発生していると思われる。県がJAへ獣害対策専門員を配置し、農地を守るために各地区で事業の奨励を

してくれており、そのおかげで、本市でもこれだけの地区で事業実施できているが、近年は2 mかける2 mの鹿用の大きな柵を用いるケースが多く、延長の長いところでは複数年かけて25 kmを実施するところもある。費用は全額国費でも、労を担うことが難しいため実施できないというのが主な理由と思われる。なお、勝間川地区の電気柵も本事業で実施したものである。

【質疑：山崎委員】

希望したら電気柵も実施可能なのか。

【答弁：小谷農林水産課長】

メニューに電気柵もある。しかし延長が長い上、電気柵は電気を通す糸が余分にあり、そこへ草が密着しないようにする等、更に管理に手間がかかるため、最近では2 mの金網が主流となっている。

【質疑：山崎委員】

鹿・イノシシ等は柵で防げるかもしれないが、サルはどのようにして防ぐのか。

【答弁：小谷農林水産課長】

全国的に見ると、たわむことで進入を防ぐ仕様になっている網もあるようだが、例えば西土佐の栗園の場合は2 mの柵の上部に電気柵を設けている。また、周囲の木から飛び移らないように高木を伐採する等の対策をしている。

【質疑：山崎委員】

この事業はいつまで継続予定か。終了した場合は大変なことになるので、未実施地区に早急に実施してもらいたいと思う。

【答弁：小谷農林水産課長】

国の方針では、令和5年度までに鹿・イノシシ被害を半減させるという目標があり、それに向けて防護・捕獲の両面で取組を進めている。そのため、今のところ令和5年までは同様の事業があるものと見込んでいる。令和6年度以降に十分でないということになれば、同様の事業が継続されるのではないかと考えている。

■次に、所管事項に係る報告を受けた。

●まず、「四万十市幡多公設地方卸売市場事業経営戦略について」執行部から報告を受けた。

【説明：朝比奈観光商工課長】

人口減少や施設老朽化等に伴い、経営が厳しい状況下にある公営企業が、今後も住民生活に必要なサービスを安定的に提供してくためには、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要がある。令和2年度末までの策定を求められているため、幡多公設地方卸売市場においても現在作業中で、2月25日に開催予定の運営審議会を経て策定したいと考えている。

内容については、一つ目に幡多公設市場の事業概要として、事業形態や沿革等について載せる予定でいる。また二つ目に、現在の経営状況として、取扱量・売上高、買受人数、施設利用料、開設者の経営状況等を明記する。特に取扱量・売上高に関しては、平成初期のピーク時に45億円あったものが、年々減少して現在12億円になっていること。また、開設者の経営状況に関しては、直近5年間の市の特別会計決算の推移の他、現在は健全に運営できているが、令和4年度から耐震工事の起債償還が発生することで状況が逆転する事等についても明記する予定である。

既に指定管理者の市場管理組合とは数回協議済で、現在は2月10日締め切りの意見照会の結果に対し、最後の修正を行っている。なお、経営戦略策定後は、年度ごとに収支等について実績値との比較検証を実施する他、必要に応じて運営審議会等を開催し、今後の運営の方針について慎重に検討していく予定である。

【質疑：小出委員】

市場経営についてはコロナの影響をかなり受けていると思うが、地方にある公営企業に対して、国・県からの支援はあるのか。もしくは今後出てくる可能性はあるか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

市場に関する直接的な支援は無いが、市場に入っている各会社において、持続化給付金等の国のコロナ関連の支援を活用している状況である。

【質疑：小出委員】

市場として取扱高が減少し、運営が困ることに対する支援はないのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

直接的な支援メニューは無いが、25日に開催予定の運営審議会には、県の農業及び水産関係者も委員として参加いただくので意見交換する予定でいる。

市場の現状としては、買受人の減少や流通の問題等、色々な要因が複合的に絡んで売上高が減少しているところにコロナの影響が加わって悪循環となっている。今年度は納付金も免除いただいているため、市場としてもできる限りの対策をとっており、例えば卸売業者が市場管理組合へ支払う利用料金を下げる等している。これは管理組合の収入減を招くため、根本的な解決方法にはならないが、こういったことも含め、運営審議会において色々な角度で意見交換したいと考えている。

【質疑：山崎委員】

今年度のコロナによる売上高減少も参考に策定した場合、正しい戦略が練れないと思うが、それについてはどう考えているか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

令和2年度は特殊な運営であるため、過去に遡って数値を勘案した上で、今後10年間の経営戦略を出すような中身にする予定でいる。

【質疑：宮本委員長】

近年では、公設市場の会員として名前を残していても、市場を利用せず別の所で安く仕入れるような実態があり、市場の機能が一般的な店と変わらない状況になっている。一方で、株を持っていない都合上、個人客が市場で買い物することは難しい。以前やっていた「市場祭り」のようなものがあれば、一般の人達も親しみを感じて買いに行きやすいと思う。例えば、市場の一角に、一般の人も購入できるコーナー等があれば、一般的な店との競争も成り立つと思うが、それができない状況にあるため市場が追いやられるのは必然と思われる。

組合員が市場を通して購入すれば状況が変わると思うが、コロナ禍においてより安く仕入れたい気持ちもわかるので、現状のままでは市場が成り立たなくなるのではないかと心配する。市にとっても、納付金は一切無いままでは困るのではないか。打合せの中で、市場の改善策について何か協議されていることはあるか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

昨年6月に卸売市場法が改正され、地方の公設市場についてかなり門戸が開かれた。大きな点としては、第三者販売が認められたこと。そのため、本市においてもそこへ向けて条例改正させていただいた。しかし一方で、買受人であることの意味が薄れていくことが懸念されている。そのため、今年度は年度当初から2ヶ月に1回程の頻度で、買受人代表者・卸代表者等、色々な立場の方々と「全ての人が納得できる形」について検討を重ねている。現在、規則について一定のルールを整理中で、これについても審議会で協議いただき、今年度末を目途にまとめたいと考えている。所管課としても、できるだけ市場を利用しやすい形態にしたいと思っている。

【質疑：宮本委員長】

できるだけ一般市民が市場へ立ち寄れるような形にして欲しい。そうしなければ、市場の売り上げは伸びないと思う。1ヶ月に1回必ず季節物の催しを行う等、そういう面を指導して何とか取り組めないか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

非常に大切なことだと思っている。例えば、これまではその都度申請書を提出して手続する必要があったが、年間通して1枚の申請書で受理できるようにする等、条件の緩和も検討している。できるだけ市民の皆様が市場へ行けるような機会を作っていきたい。

●次に、「事業継続等のための新たな支援事業について」執行部から報告を受けた。

【説明：朝比奈観光商工課長】

令和2年12月から令和3年1月にかけて行われた県の営業時間短縮要請等により、直接・間接的に事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続と雇用の維持を支援するために、二つの事業を実施する。

一つ目は『営業時間短縮要請対応臨時支援金』で、県が行った時短要請等により事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、県の給付金へさらに市独自の上乗せを行うものである。

対象は、市内に事業の本拠等を有し（法人の場合は登記簿に記載された本店、個人事業主の場合は市内に住民登録があること）、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の支給を受けた事業者である。具体的な要件は、①時短要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接的な取引があるか、もしくは時短要請等に伴う外出・移動の自粛により直接・間接的な影響を受けていること。かつ、②令和2年12月の売上が、前年同月比で30%以上減少していること。そして、③時短要請の対象事業者ではないこと、である。

支援金の額は、法人事業者の場合は20万円、個人事業者の場合は10万円。申請受付期間は令和3年2月22日から4月30日まで。申請書類として①誓約書、②本人確認書類の写し、③市税に滞納が無いことが分かる証明書（申請日までの3ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし今年度、四万十市新型コロナウイルス感染症対策事業持続化応援金の申請時に、市税の滞納が無いことがわかる証明書を提出している場合は不要）、④通帳の写し（口座名義人と申請者が異なる場合は委任状添付）、⑤認定経営革新等支援機関等の証明のある高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の申請書の写し、⑥高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金支給決定通知書の写し、を添付することとしている。

二つ目は『営業時間短縮要請追加協力金』で、県が行った時短要請等の対象事業者の内、県の協力金支給があってもそれを上回る大きな影響を受けた事業者に対して、市独自で上乗せを行うものである。

対象は、市内に事業の本拠等を有し、高知県営業時間短縮要請協力金を受給した事業者である。具体的には、①市内で対象店舗を運営する事業者で、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインによる適切な感染防止対策を行っていること。かつ、②令和2年12月の売上に令和2年12月に支給された高知県営業時間短縮要請協力金を加えた額が、前年同月比で30%以上減少していること。もしくは、令和3年1月の売上に令和3年1月に支給された協力金を加えた額が、前年同月比で30%以上減少していること、③そして、令和2年11月30日までに創業していること、である。従業員等を多く抱えていたり、大規模展開している事業者は、県の協力金を受給してもなかなか経営が難しいと思われるため、一定の規模以上の事業者を対象に支援しようというものである。

協力金の額は法人・個人に関わらず、売上金額により一定の線引きを行う。具体的には、前年同月売上等の額が100万円以上の場合には20万円、100万円未満の場合には10万円。申請受付期間は令和3年2月22日から3月31日まで。申請書類として①誓約書、②本人確認書類

の写し、③市税の滞納が無いことが分かる証明書、④通帳の写し、⑤令和元年分確定申告書類の写し、⑥売上台帳などの事業収入の額が確認できる書類、⑦令和元年12月1日以降に開業した事業者は、営業活動を始めたことが分かる書類、⑧高知県営業時間短縮要請協力金支給決定通知書の写し（県の協力金の額が確認できる書類）、を添付することとしている。

【質疑：廣瀬委員】

支援金の支給対象に「外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けた」とあるが、間接的とは具体的にどのような事業者が該当するのか。また、申請書類中の通帳について、「口座名義人と申請者が異なる場合は委任状が必要」とあるが、法人の場合は法人口座、個人事業所の場合は代表者口座にした方が、トラブルの心配がないのではないかと。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

支援金の対象事業者には二種類ある。一つは、要請を受けて時短営業した飲食店等と直接・間接の取引があること。例えば、食材の卸売り等で直接的に関係がある業者や、その卸売業者が機械リース料を支払う等の間接的に取引のある業者が該当すると考えられる。

もう一つは、県の外出自粛要請により影響を受けたタクシー・ハイヤー会社や、極端に言えば「外出自粛要請に伴い、売上がこれだけ減少した」と申請時に説明がつけば、どのような業種でも対象になると思われる。ただし、県の給付金申請時には、認定経営革新等支援機関等による「外出自粛要請に伴う減収の証明」が必要となっているため、県もそれによって客観性を判断しているものと思われる。

そのため、市においても県の支給決定通知書と認定機関等の証明の写しを添付することとしているが、「県が支給決定しているので市も支給する」というのではなく、不正受給を防ぐためにも、県・認定機関・市においてチェックを行うということである。

なお、通帳は基本的には本人口座にさせていただきたいと思っており、委任状については個別に職員までご相談いただき、ケースバイケースで対応していきたい。

【質疑：廣瀬委員】

一つイベントが無くなっただけで貸衣装屋、美容院、クリーニング店が打撃を受けるという話を聞いている。飲食店等と取引がある訳ではないので、これらの事業者は支援金の対象にならないということか。それとも申請時に「影響を受けた」と認められれば対象になるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

一つ目の「飲食店等と直接・間接の取引がある事業者」については、ある程度、業種が絞られると思うが、二つ目の「特別警戒のステージに入り、外出自粛要請が出たことにより売上が減少した事業者」というのは、申請書類の書き方というところもある。人の往来が関係しているので、理美容やクリーニング店等は対象になると思っており、個別にご相談いただきたい。

【質疑：小出委員】

協力金の要件に「前年同月比30%以上減」とあるが、12月と1月のどちらかで条件を満たせばよいのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

どちらかが条件を満たせばよい。

それと、先程から何度か説明している認定経営革新等支援機関は、商工会議所や商工会、金融機関、農協、漁協等が該当する。市民の皆様から問い合わせがあれば、是非お伝えいただきたい。そこの証明を受けることで県へ申請でき、県から交付決定を受けることで、初めて市へ申請できるという流れになっている。

【質疑：山崎委員】

周知方法、申請から給付までの期間、支給時期はどのようになっているか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

申請時期はどちらも2月22日からである。協力金は22日に提出される可能性があるが、支援金は2月10日受付開始の県の交付決定が条件であるため、ピークはもう少し先になると思われる。なお、申請書の内容確認は観光商工課で行う。

周知方法は、22日に全ての新聞社で折込を実施する他、広報誌やHPで周知する。

また申請書が提出された後は、できるだけ早くチェックし、1週間から遅くても10日以内には交付決定。その後1週間以内に口座振込したいと考えている。

【質疑：山崎委員】

迅速な対応で良いと思う。支援金の申請期間が4月30日までなのに対し、協力金は3月31日までだが、この差はどうか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

支援金の申請には県の交付決定が条件で、県の申請受付期間が4月9日までになっているため、そこから3週間程度余裕を持たせた。協力金は県の申請受付期間が2月12日までとなっているため、年度末で一度区切りをつける形をとった。県と連動する事業については、県の期間も考慮して設定するようにしている。

■次に、所管外の報告事項について企画広報課及び市民・人権課から報告を受けた。

— 小 休 —

○四万十市文化複合施設整備について（企画広報課）

○マイナンバーカード普及促進事業の進捗状況について（市民・人権課）

— 正 会 —

■次に、所管事項に係る報告を受けた。

●「寒波による凍結断水事故報告について」執行部から報告を受けた。

※日程の都合上、所管外の報告事項の後に実施したもの。

【説明：池田上下水道課長】

1月9日から11日にかけて発生した寒波の影響により、給水管・給水装置等が凍結破損し、各戸で漏水が発生。それにより、配水池からの配水量が急増し、配水池の水位が低下。その結果、西部統合地区・四万十統合地区・川登地区・大宮地区の一部で断水・水圧低下・濁水が発生した。給水車による給水や給水袋の配布等により、大きな混乱は生じなかったが、止水栓閉鎖等による漏水対応だけでは配水池水位の速やかな回復が困難であったため、節水協力の呼びかけや夜間計画断水も実施し、市民の皆様にご迷惑をおかけすることとなったものである。

当時の気象状況を見ると、1月8日は高知県西部や山間部、市内各地において積雪を観測（市街地で10cm以上）。また、9日は県内各地で厳しい冷え込みとなり、中村では今期最低気温の氷点下6.9度、江川崎でも氷点下4.7度を観測した。気象庁観測値を見ても、9日の最高気温は今期最低で（中村0.5度、江川崎氷点下0.2度）、両地点ともに7日から11日まで最低気温は氷点下となっている。また、凍結漏水修理件数を見ると、中村地域496件・西土佐地域40件、合計536件と市内各地区でまんべんなく発生した。

次に、断水の経緯についてだが、まず9日の11時31分に西部統合の有岡配水池で水位下限警報が発令。水量は低下したものの断水には至らず、濁水が一部地域で発生したため、断水の恐れと節水協力の呼びかけを行った。その後、他3地区でも水位が低下し、四万十統合では実崎・山路・深木の一部で断水。また、川登地区でも手洗川で断水が発生したが、これは漏水調査に伴う配水停止によるものだった。また大宮地区では、大宮上地区等で断

水が発生したため、配水池水位の早期回復のために11日夜10時から翌日午前5時まで計画断水を実施した。

なお、一定規模の凍結発生を予測し、9日朝から職員を2名出勤・2名自宅待機としていたが、10時時点で10件以上の漏水情報があったため増員。9日16名・10日34名・11日36名で対応した。また各地区に給水所を開設し、給水袋の配付や給水車による応急給水対応を実施したが、断水想定戸数及び区域が大規模だったため、日本水道協会高知県支部を通じて応援も要請し、10日から11日にかけて、高知市上下水道局及び松山市公営企業局から給水車と給水隊の応援をいただいた（高知市：有岡駅前、松山市：八束中学校）。その他、凍結破損個所の復旧等については、水道工業組合をはじめ市内指定工事店の尽力により、14日午前10時には完全に断水を解消することができた。

近年の気象状況の激甚化等により、今後もこのような事態が発生する危険性が高いと考えられるため、今後は、凍結破損を含めた断水事故等の発生時に、迅速かつ的確な対応が可能となるように、マニュアル等の整備に努めていきたい。

※質疑なし

— 小 休 —

■事務局より連絡事項

○12月定例会の日程（予定）

○令和2年度幡多三市議会議員研修会の中止について

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。